

(別紙)

## 令和7年度中国・四国ブロック民俗芸能大会運営及び記録作成業務仕様書

### 1 業務の名称

令和7年度中国・四国ブロック民俗芸能大会運営及び記録作成業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

#### (1) 趣旨

令和7年度中国・四国ブロック民俗芸能大会（以下「大会」という。）とは、中国・四国ブロック各地の貴重な民俗芸能を公開し、その価値を広く一般に周知させる機会とし、民俗芸能の保存及び振興、文化の交流、地域の文化振興等に役立てるものである。

#### (2) 実施概要

- |   |          |                                    |
|---|----------|------------------------------------|
| ア | 開催日時     | 令和7年10月26日（日）午前10時から午後3時30分まで      |
| イ | 会場       | とりぎん文化会館梨花ホール                      |
| ウ | 内容       | 開会式及び感謝状贈呈式（以下「開会行事」という。）、公演（10演目） |
| エ | 出演団体     | 中国・四国ブロック9県代表の10団体（各県1団体、鳥取県は2団体）  |
| オ | 上演時間     | 各団体25分以内                           |
|   | リハーサル    | 令和7年10月25日（土） 午後1時から午後6時まで         |
| カ | 下見及び打合せ会 | 令和7年7月15日（火） 午後1時30分から午後4時まで       |

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

### 4 業務内容

受注者は、大会に係る次に掲げる業務を行うこと。

#### (1) 大会の実施に関する業務

##### ア 大会プログラム及び台本制作業務

###### (ア) 大会の構成及び台本制作を行う。

なお、詳細は契約締結後、随時発注者と協議すること。

会場となるとりぎん文化会館梨花ホール（以下「会場」という。）の施設担当者との打合せを十分に行う。

###### (イ) 2(2)キに記載する下見及び打合せ会へ出席すること。

##### イ 大会運営業務

###### (ア) ステージ運営

###### a 進行管理

舞台監督1名、ディレクター1名、アシスタントディレクター2名をそれぞれ配置し、準備及びリハーサル、大会当日の運営、進行、出演団体の誘導等を行う。舞台監督、ディレクターは円滑な運営、舞台演出を行うため、出演団体とリハーサル時又は上演前に上演内容の調整を行う。

###### b 照明

照明担当として2名配置し、本業務を円滑に行える体制をとるとともに、準備及びリハーサル、大会当日の照明業務を行う。

なお、照明機器は会場の備品を使用することとし、その使用料は、(4)ウに含まれるものとする。

c 音響

音響担当として2名程度配置し、本業務を円滑に行える体制をとるとともに、準備及びリハーサル、大会当日の音響業務を行う。

なお、音響機器は会場の備品を使用することとし、その使用料は、(4)ウに含まれるものとする。

d 舞台転換

舞台転換担当として2名程度配置し、本業務を円滑に行える体制をとるとともに、準備及びリハーサル、大会当日の舞台転換業務を行う。

(イ) 司会

a 受注者は、発注者と協議の上、司会者を1名確保する。その際、可能な限り地方公共団体等の主催する民俗芸能大会の経験者を選考する。

b 司会者は、大会(開会行事含む。)の司会進行、各団体の紹介、各団体代表者へのインタビュー等を行う。

(ウ) 手話通訳等

a 10月26日(日)午前10時から午後3時30分までに必要となる手話通訳者3名を確保し、大会当日円滑に運用できるよう、事前に発注者と十分な打合せを行う。

b 上記の確保は公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に申し込んで行うこと。詳細な打合せは契約締結後に行う。

c 上記の手話通訳者の料金及び旅費は、(4)アに含まれるものとする。

(エ) アテンド

a アテンドとして3名程度配置し、大会当日の会場内の運営、出演者の誘導、入場者の受付及び誘導、会場整理を行う。

b 会場内の運営は、(カ) a のブース等の見回りを含む。

c 出演者の誘導は、楽屋への電話連絡及び舞台袖における誘導を行う。

なお、楽屋から舞台袖までの誘導は、各県担当者が実施する。

d 入場者の受付は、10月26日(日)午前9時30分開場に合わせて準備すること。

(オ) 出演者に関する業務

a 大会の出演者についての普通傷害保険への加入

受注者は、大会の出演者について傷害保険加入の手続きを行うこと。

なお、1名当たりの保険の内容は(a)から(c)までのとおりとし、保険期間はリハーサル及び大会開催日とする。

また、大会の出演者の人数は200人として見積もることとする。

(a) 死亡・後遺症 200万円

(b) 入院日額 3,000円

(c) 通院日額 2,000円

b 大会の出演者に係る昼食の手配

受注者は、大会開催日の大会の出演者に係る昼食用のお茶付き弁当を準備し、各団体の人数ごとに分けて、楽屋事務室前で配布すること。

なお、弁当は発注者の指定する業者に発注し、その代金は受注者が支払うこととする。

また、その費用は(4)イに含まれるものとする。

(カ) 設営及び撤去

a 展示ブースの設置及び撤去

10月25日(土)正午までに、会場の2階ホワイエ、ギャラリーに(a)及び(b)を設置し、大会終了後速やかに撤去すること。配置は別紙1のとおり

りとする。

なお、(a)は会場の備品を使用することとし、その使用料は、(4)ウに含まれるものとする。(b)は別途準備し、会館内の所定の位置に設置する。

また、展示については各県が行うため、不要とする。

(a) 長机(W1800 D450)×14台

(b) 展示パネル台(W900 H1800)×28枚

(キ) 警備員手配

- a 10月26日(日)午前9時から午後5時まで、駐車場整理として3名を配置すること。

(ク) その他

- a 舞台用タイトル看板の作成、設置、撤去業務

受注者は、縦1m×横10mのタイトル看板を作成し、舞台の中央上方に設置することとし、大会終了後は速やかに撤去すること。

なお、タイトル看板は、板面インクジェット出力とし、タイトル文字は「第67回中国・四国ブロック民俗芸能大会」とする。

また、ポスターデザインを利用した背景とすること。

- b 舞台台上めくり

受注者は出演芸能の名称を記載しためくり紙(法量及び数量 縦900mm程度、横400mm程度、10枚)を備え付けのめくり台に張り付け、舞台袖に設置し、演目に合わせてめくり紙を変更する。

- c 会場使用申込及び会場使用料の支払

受注者は、発注者の指示に従い、下見及び打合せ会、リハーサル及び当日の会場使用料を支払うこと。後者は10月17日(金)まで申し込みを行うこと(前者は発注者により事前申し込み済み。)

また、上記の会場使用料(設備使用料含む。)については受注者が支払うこととし、(4)のウに含まれるものとする。

- d 開会行事諸準備

受注者は、開会行事に必要となる大会の出演団体(10団体)に対する感謝状を、筆耕により作成すること。感謝状の用紙は発注者が準備し、原稿とともに8月末日までに受注者に渡すこととする。

また、賞状筒(10本)、賞状盆、白布及び胸章(赤10、白3)は、受注者が準備すること。

- e 運営にかかる人員は原則兼務しないこととするが、運営に支障がない場合に限り、協議の上、兼務を可とする。

ウ 広報関係業務

- (ア) ポスター及びチラシ、プログラムの作成

詳細は別紙2から4までを参照のこと。

- (イ) ポスター及びチラシの発送

受注者は、発注者の指示に従い、別紙5に記載する約313ヶ所にポスター及びチラシを発送すること。

なお、詳細な発送先は、契約締結後に発注者が提示する。

また、梱包業務の再委託を行う場合は、障がい者福祉施設をできるだけ活用すること。

- (ウ) プログラムの当日配布

受注者は、10月25日(土)に出演者楽屋、同月26日(日)に入場者受

付において、プログラムを配布すること。

なお、配布数の内訳は別途発注者が指示する。

(エ) 立看板の作成、設置及び撤去業務

受注者は、縦2.7m×横0.9mの自立式立看板1枚を作成し、10月25日（土）に、会場入口に設置すること。

また、大会終了後は速やかに撤去すること。

なお、立看板は、板面インクジェット出力、耐水性のあるものとし、ポスターデザインを使用すること。

(2) 成果品

ア 記録集

(ア) 記録写真の撮影

- a 受注者は、大会の開会行事及び各公演の記録写真を撮影する。
- b 撮影カット数は100点とする。
- c 撮影カットの中に、開会行事及び各公演の全景を含めること。
- d 各出演団体の枚数に差が無いよう撮影すること。
- e 成果物はCD等で納めることとし、各画像は600dpi、jpg形式とすること。

(イ) 記録集の作成

150部作成することとし、詳細は別紙6を参照のこと。

イ DVD

(ア) 撮影

- a 大会を映像と音声とで記録するものとする。
- b 撮影は、放送局で広く使われているHD-CAM, DVD-HD, デジタルβカム, DVCPR0などの収録システムを使用して記録及び保存するものとする。
- c 16:9画面デジタル方式で収録するものとする。
- d カメラは2台とする。1台は固定し、舞台全体が映るようにすること。
- e 撮影時には、カメラのみでなく、音声・照明等にも十分配慮し、総体として作品の品質を向上させるよう努めるものとする。

(イ) 編集

- a 開会行事及び各公演にチャプターを構成すること。
- b 各チャプターの初めに、開会式、感謝状贈呈式、各演目及び出演団体等のテロップを入れるものとする。
- c 各演目のチャプターでは、上演される民俗芸能の内容を理解しやすくするため、司会の内容紹介時に、テロップによる説明文を入れるものとする。
- d b及びcのテロップの原稿は、発注者が12月22日（月）までに提供する。
- e 成果物の試作版DVDを発注者に提出し、校正を受けるものとする。校正は2回とする。

(ウ) 成果物

成果物として、次のものを提出するものとする。

- a マスターテープから編集した汎用性のあるソフトにより再生できるデータを保存したDVD（2枚組）及び収納ケース（パッケージを含む。）のセット150組
- b 撮影したマスターデータ及び編集の過程で作成したデータ

(エ) 納期 令和8年3月10日（火）

(オ) 納品場所 鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課（鳥取市東町1丁目220）（以下、文化財課という。）

(3) 準備品

(1)の業務における準備品について、(4)ウの使用料に含まれる会場備品と、受注者が手配するものとの区分は下記のとおりとする。

|               | 会場備品          | 受注者手配                             |
|---------------|---------------|-----------------------------------|
| (1)のイの<br>(ア) | bの照明機器、cの音響機器 |                                   |
| (1)のイの<br>(カ) | aの(a)の長机      | (b)の展示パネル台                        |
| (1)のイの<br>(キ) |               | cの賞状筒(10本)、賞状盆、白布<br>及び胸章(赤10、白3) |

(4) 本業務の契約金額に含めるもの

アからウまでの費用を上限額とする。

なお、上限額を超える場合、減額する場合は変更契約により対応するものとする。

ア (1)イ(ウ)手話通訳者の料金及び旅費 45,320円(税込)

イ (1)イ(オ)bのお茶付き弁当代金 1,000円(税抜き)×200人分

ウ 以下の会場使用料(下表 設備使用料含む。)950,000円(税込)

|                       | 目 的                                                                                                                                                                 | 利用会場                                                | 備考 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|
| 7月15日                 | 打合せ会                                                                                                                                                                | 梨花ホール、リハーサル室、第1練習室、第2練習室、第3練習室、第5会議室                |    |
| 10月25日                | リハーサル                                                                                                                                                               | 梨花ホール、長机14台、第1～8楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、第1～3練習室、第2、4、5、6会議室 |    |
| 10月26日                | 本番                                                                                                                                                                  | 梨花ホール、長机14台、第1～8楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、第1～3練習室、第2、4、5、6会議室 |    |
| 10月25・<br>26日共通<br>設備 | LHライト、ボーダーライト、SUSライト、中UHライト、フロントサイドスポットライト、スポットライト、第1シーリングライト、クセノンピン、調光操作卓、拡声装置、ステージモニタースピーカー、マイク(コンデンサ型)、マイク(ダイナミック型)、マイク(ワイヤレス・ハンド型)、マイク(ワイヤレス・タイピン型)、ブームスタンド等を使用 |                                                     |    |

(5) 本業務に含めないもの

ア 出演者の選定

イ 出演者の出演料、旅費の支払い

ウ 出演者との連絡調整及び接待、控室用茶菓準備

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

## 7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

## 8 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

## 10 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

### 11 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

### 12 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

### 13 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 14 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

### 15 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注

者に提出する。

- (2) 発注者は、(1) の完了報告書を受領した日から 10 日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2) の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2) の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても (2) 及び (3) の規定を準用する。

#### 1.6 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、1.5 (2) の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、1.5 (2) の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から 30 日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく (2) に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

#### 1.7 概算払

- (1) 1.6 にかかわらず、発注者が必要と認めた場合は、「概算払支払計画」に基づき、受注者の請求により委託料を概算払することができる。
- (2) 受注者は、1.5 (3) の委託料の額の確定の結果、既に支払を受けた委託料に不用額が生じたときは、発注者の指示に従い、その不用額を発注者に返還しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が (2) により委託料の返還を命ぜられた場合において、発注者の指定する納入期限までに返還しないときは、未納金額に対し納入期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を受注者に請求することができる。

#### 1.8 口座振替依頼

この契約に基づく発注者から受注者への支払は、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 39 条第 3 項の規定により口座振替の方法により行うものとする。

- 2 受注者は、この契約締結後 30 日以内に口座振替依頼書を甲に提出するものとする。

#### 1.9 違約金

発注者は、受注者が 3 に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第 120 条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

#### 2.0 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

#### 2.1 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1) の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の

解除を妨げるものではない。

## 2 2 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
  - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - ウ 2 1 (1) の履行の追完がなされないとき。
  - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
  - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
    - (イ) 暴力団員を雇用すること。
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
    - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
    - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
    - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
    - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の2月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。



### 2 3 賠償の予定

受注者が2 2の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の1 0分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

### 2 4 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

### 2 5 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

### 2 6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。